

岩手県告示第370号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成26年岩手県告示第390号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

平成27年4月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市
- 2 実施した期間 平成26年5月1日から平成27年3月25日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（デジタル撮影・写真地図作成）